

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
 〒812-0011
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
 ☎ 092-409-4188
 Fax092-409-4187
 Eメール akiko@b-souken.com

残暑お見舞い申し上げます



まだまだ暑い日が続いています。

くれぐれも、健康にご留意ください。

妹夫婦の庭の花の写真が届きました。

もみじあおいとハナトラノオです。

もみじあおいは、ア

オイ科の多年草。背丈は高く2メートルにもなり、赤い大きな5弁の花を開き1日ではぼむそうです。花言葉は、「温和」「穏やかさ」。

ハナトラノオは、シソ科。育てやすく、花言葉は、「望みの成就」「達成」とありました。



8月は、平和を祈る月

大隈昭子

今年も平和を願う8月がやってきました。

世界で初めて原爆が投下された8月6日の広島原爆の日、続く8月9日は、長崎原爆の日です。

そして、8月15日には終戦75周年を迎えます。

新型コロナウイルスによって、通常の生活や仕事の在り様などが崩されていく中で、諦めや無力感が広がっているように感じます。

でも、そんな時だからこそ、8月を平和の祈りの月と考えて行動してきたものの一人と

して、戦後75周年を迎えるにあたって、今年も、この夏に戦争の悲惨さと平和の尊さを噛みしめあう時間を確保しましょう。



今年も「戦争と平和を考える特集番組」が組まれています。

毎年夏に戦争と平和を考える特集を放送しているNNNドキュメント20(日本テレビ系)で次のような4つの番組がラインアップされます。

煉瓦の記憶 広島・被爆建物は語る(2日)は、軍都と被爆の歴史を語り継ぐ被爆建物。その記憶をどう受け継いでいくのか。

8.9 長崎が壊された日～下平作江75年の闘い(9日)は、被爆体験を語り、伝え残そうとされる姿。などのドキュメントです。

その他にも、戦火に消えたアスリート(16日)や民意再編(23日)などの番組が組まれています。

また、広島原爆の日や長崎原爆の日には、平和祈念式典が開催されるでしょう。

15日の終戦記念日の式典もニュース等で報道されます。

コロナ禍の中でも、平和についてじっくりと考える月にしたいものです。

ランタナにベニシジミ



庭の片隅のランタナにベニシジミがやってきて、せつせと花蜜を吸っています。

カメラを向けても逃げることなく、花から花と移って、シャッターチャンスくれました。



人事労務センターホームページ
<http://roumu.b-souken.com>

Eメール : akiko@b-souken.com

健康保険任意継続被保険者資格の条件と保険料

Q&A

Q：来月退職する予定です。健康保険の任意継続について教えてください。

A：任意継続被保険者になり、健康保険被保険者資格を継続させるためには、次の3つの要件を満たす必要があります。

- ①健康保険の被保険者または、任意適用被保険者資格を喪失したこと。
- ②資格喪失日の前日までに継続して2カ月以上被保険者であったこと。
- ③被保険者資格を喪失してから、20日以内に申請をすること。です。

Q：加入できる期間と保険料はどの位になるのでしょうか？

A：加入できる期間は、原則2年間です。保険料は、被保険者資格を喪失したときの標準報酬月額と、全被保険者の平均した額を報酬月額とみなしたときの標準報酬月額か、どちらか低い方となります。

Q：保険料は2倍になると聞いたのですが？

A：そうです。会社に勤めている期間は、会社と被保険者が折半で支払いますので、任意継続被保険者になると全額被保険者負担となります。

退職時の標準報酬月額が15万円だとすると、月額保険料は、7,680円ですから、その2倍で15,360円となります。

現在、全国健康保険協会の被保険者の平均の標準報酬月額は30万円ですから、その保険料30,960円と比べて、低い方となります。

Q：その他に注意することがありますか？

A：保険料の納付義務も被保険者本人となりますので、1カ月でも未納となった場合は、任意継続被保険者の資格を喪失しますので、ご注意ください。

※40歳以上の場合は、介護保険料が加算されます。その他、詳細は、お尋ねください。

雇用保険の“コロナ特例”

令和2年5月26日以降、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した場合、基本手当の給付日数の延長の対象となる可能性があります。

これは、「雇用保険法の臨時特例等に関する法律」に基づき、雇用保険の基本手当の給付日数の延長に関する特例が設けられたことによるものです。

ハローワークでは、この特例の対象となる可能性がある場合は、離職証明書の作成にあたっては、以下の記載例を参考にするように周知されています。

- ・離職証明書の⑦離職理由欄が、「4(2)重責解雇」、「5(2)労働者の個人的な事情による離職以外」であって、
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による離職の場合

○具体的事情記載欄(事業主用)の離職理由の末尾に『(コロナ関係)』と記載します。



あとかき

梅雨明けをした途端に、連日35度を超える猛暑が続いています。

「コロナの感染予防をしながら、熱中症にも十分気をつけましょう」と、夏用のマスクを着けて、毎日熱を測りながらも不安はいっぱいです。

PCR検査体制をもっともっと強化して欲しいものです。





人事労務センター
 社会保険労務士 大隈昭子
 TEL 092-409-4188
 FAX 092-409-4187
 Eメール：akiko@b-souken.com